つけましたか？ 住宅用火災警報器!!

近年住宅火災の死者は建物火災全体の約９割にものぼり、このうち約７割が逃げ遅れによるものとなっています。このことから全国で**住宅用火災警報器の設置が義務化**となりました、留萌市と小平町でも**新築の住宅では平成18年６月１日から設置されており、すでにお住まいの住宅についても平成23年６月１日までに設置することが義務づけられています。**

火災の早期発見は生命、身体、財産を守る上で非常に大切です。自分の家は大丈夫ではなく、もし火災が起きたらの事を考え設置をお願いします。

住宅用火災警報器の設置場所は、留萌市と小平町では寝室として使用している部屋と階段の天井部分となっています。

※悪徳訪問販売に注意しましょう。
消防職員は訪問販売を致しません。
右のようなNSマークを購入の目安にしてください。

放火を防ぐポイント

家のまわりに燃えやすいものを置かない。

ゴミは収集日に

物置・車庫には鍵を

地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

このほかにも
- 車から降りるときは鍵をかける。
- 防災処理された車両ボディカバーを使用する。
- アパート、マンションの階段には燃えやすい物を置かない。
- 旅行時はご近所にひと声かける。

などがあります。

●紙面に対するお問い合わせは●

留萌消防組合消防署 予防課　電話 0164-42-2211
　　直通 0164-42-2296
留萌消防組合小平支署 予防係　電話 0164-56-2221
留萌消防組合鬼鹿支署　電話 0164-57-1253

地域では、お年寄り家庭へ「防災アドバイス」を